

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員安全衛生管理規程

平成22年4月1日

規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその他の関係法令に定めるもののほか、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第47条の規程により、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）教職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長の責務)

第2条 理事長は、安全衛生管理体制を確立し、快適な職場環境の実現及び労働災害の防止のため、職場における教職員の健康の保持及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、労働災害を防止するための必要な事項を守るほか、この規程及びその他法人が定める安全衛生管理に係る規定を遵守しなければならない。

(衛生管理者)

第4条 法人に法第12条に規定する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、理事長が選任する。

(産業医)

第5条 法人に法第13条に規定する産業医を置く。

2 産業医は、理事長が選任する。

(衛生委員会)

第6条 法人に法第18条第1項に規定する衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 事務局長

(2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者 1人

(3) 産業医のうちから理事長が指名した者 1人

(4) 衛生に関し経験を有するものうちから理事長が指名した者 2人

3 理事長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、法人に職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときには職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

4 衛生委員会の委員の任期は、1年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 衛生委員会の議長は、第2項第1号に掲げる委員がなるものとする。

(衛生委員会の運営)

第7条 衛生委員会は、議長が招集する。

2 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 衛生委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が委員会に諮っ

て定める。

(健康診断)

第8条 教職員の健康を管理するため、次に掲げる健康診断を行う。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 特殊健康診断

2 前項に規定するもののほか、理事長が必要と認める場合、教職員の全員又は一部に対して、健康診断を行うことができる。

3 健康診断の種類、対象教職員及び実施に必要な事項は、別に定める。

(健康診断の実施)

第9条 理事長は、教職員に健康診断を受けさせなければならない。

2 教職員は、健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により理事長の指示する健康診断を受けることができないときは、理事長に申し出て当該健康診断の検査項目を満たす他の医師が行う健康診断の結果を証する書面を提出しなければならない。

3 教職員が、前項の規定に違反する場合は、就業規則第42条第1号に規定する行為に該当することとして、同規則第43条に規定する懲戒処分に処せられることがある。

(健康診断の結果の通知)

第10条 理事長は、健康診断の結果を別表健康管理指導区分により判定し、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(事後措置)

第11条 理事長は、前条の規定により判定した指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置をとらなければならない。

(健康管理記録の管理)

第12条 理事長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置その他教職員の健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとに記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(安全衛生教育)

第13条 理事長は、教職員が採用、配置換え又は職務の変更等により新たな職務に従事する場合において、教職員の健康保持及び安全確保のため必要があると認められるときは、安全衛生に関する必要な教育を実施しなければならない。

(健康の保持増進等)

第14条 理事長は、教職員に対する健康教育及び健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講じるよう努めるものとする。

2 教職員は、前項の措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(秘密の保持)

第15条 教職員の安全衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。